

○内閣府
法務省 令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、外国
保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉
法務大臣 上川 陽子

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第一条 外国保険会社等供託金規則（平成八年^{法務省}大蔵省^令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「~~五~~」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該

旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「旧」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「旧」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「旧」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（免許特定法人供託金規則の一部改正）

第二条 免許特定法人供託金規則（平成八年法務省
大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該氏名」や「当該

旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(保険仲立人保証金規則の一部改正)

第三条 保険仲立人保証金規則（平成八年法務省
大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第

1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第四条 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。
法務省

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 取締役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 受託者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第九号に掲げる書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した場合において、同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十六条第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十六条第二項第三号に次のように加える。

ハ 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、

当該旧氏及び名を証する書面

第十九条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十九条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 特定合併後の振替機関の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請

書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 設立会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 設立会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 承継会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証す

るものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 承継会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該

旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 譲受会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 譲受会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(信託会社等営業保証金規則の一部改正)

第五条 信託会社等営業保証金規則(平成十六年内閣府
法務省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及

び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正）

第六条 信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府
法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及

び名」に改める。

(保険会社等営業保証金規則の一部改正)

第七条 保険会社等営業保証金規則(平成十六年内閣府
法務省令第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(少額短期保険業者供託金規則の一部改正)

第八条 少額短期保険業者供託金規則(平成十八年内閣府
法務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第四号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第六号（記帳上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記帳上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書

で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第八号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載

した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書
で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号（記簿上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式記簿上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2
0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30
条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載
した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書
で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号（記簿上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式記簿上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2
0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30

条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正)

第九条 金融商品取引業者営業保証金規則(平成十九年内閣府
法務省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定

する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令の一部改正)

第十条 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成

十九年 内閣府
法務省 令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「**四**」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することができる。

(有限責任監査法人供託金規則の一部改正)

第十一条 有限責任監査法人供託金規則(平成十九年 内閣府
法務省 令第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)中「**四**」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

- 1 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

別紙様式第四号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を添く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
（記載上の注意）

公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び

名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式記載上の注意中③を④とし、②の次に次のように加える。

- 3 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第八号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

- 1 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）

及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

1 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨

の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならぬ。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第十二条 電子記録債権法施行規則（平成二十年^{内閣府}令第四号）の一部を次のように改正する。
^{法務省}

第二十二條第四項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に、同項第五号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十三条第二項第二号ハ及び第三号ハ、第三十五条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十六条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十七条第三項第十二号の二及び第十四号の二並びに第三十八条第三項第十二号の二及び第十四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

(前払式支払手段発行保証金規則の一部改正)

第十三条 前払式支払手段発行保証金規則(平成二十二年^{内閣府}令第四号)の一部を次のように改正する。
^{法務省}

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意²中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」²、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第三中「印」を削り、同様式記載上の注意²中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」²、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意²中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行

令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意2・中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意2・中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」並びに「当該旧氏及び名」に改める。

様式第八中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第九中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

第十四条 資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府
令第五号）の一部を次のように改正する。
法務省

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」及び「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第三中「印」を削り、同様式記載上の注意1.中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」及び「当該旧氏及び名」に改める。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」並びに「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第八中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書きで併せて記載することができる。

様式第九中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第十一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。